

パブリックコメントの実施結果について

第3期佐世保市地域福祉計画 佐世保市地域福祉活動計画(素案)に関するご意見と回答

受付期間 | 平成30年12月27日(木)～平成31年1月18日(金)

受付人数 | 2名(男性2名、女性0名)

意見件数 | 16件

NO	年代	性別	頁	ご意見	回答
1	60	男性	-	はじめに、この計画について全項P73に渡る資料についてパブリックコメントを募集するには次期佐世保市総合計画基本構想に比しても期間が短すぎる。また、記載されている関係機関においてもリリースされていない。次期佐世保計画の募集は8.6～1.31まであります。どうしてなのか理由を聞きたい。	パブリックコメントの実施については、市の規定に則り実施しておりますが、期間が短いとのご指摘について、本計画の策定においては、地域福祉計画推進委員会、地域座談会、市民アンケート等を実施し多様なご意見をいただきながら策定をおこなっておりますなかで、策定スケジュールの都合上、十分な期間をとることができなかった事、お詫び申し上げます。
2	60	男性	-	私は現在、民生・児童委員です。この計画案には多くの民生・児童委員の字句の登場があります。現状では、地域に支援を必要とする人などを専門職・行政へ繋ぐのが主な活動です。相談を受ける際に必要な認知症・貧困・引き籠り・DVなどの研修も受けています。しかしこの計画では今以上の活動負荷であり引き受けはあり得ないと思います。また、去年の全国民生・児童委員(100周年記念誌)においても各機関からの要請については見直しを要請している現状もあります。働き方改革、70歳までの雇用延長など益々民生委員を担う人が少なくなる。社協、委員が知らないはずがない。何か意図があるのでしょうか。	民生委員・児童委員の担い手不足等については、近年、退職後も働き続ける人や地域コミュニティの希薄化で活動できる人が限られ、なかなか担い手がおらず苦慮されていることは承知しております。今後も、民生委員・児童委員による、地域での日頃の福祉活動を支えるため、佐世保市と社会福祉協議会が一体となって必要な支援を行ってまいります。

NO	年代	性別	頁	ご意見	回答
3	60	男性	P5	<p>P5の(2)環境・防犯・福祉・教育・文化・経済についてつまり行政と地域の関係は経済的性質・規模、専門性によって分類することができます。・・今まで、最低限のインフラ整備(小さな政府)は行政がするのであって自分たちで出来ることは自分達分でしてくださいと新自由主義・自己責任の突き放した?姿勢ではなかったですか。私の理解に違いがありますか。地域活動(ボランティア活動)は目的型と知縁・血縁型のパターンとの思いがあったのですが、ここでいわれていること(地域でしていただきたいこと)は措置扱いではいのですか。最悪のパターンリズム表現です。表現に無理があります正確な表現をお願いします。課題は福祉6法で補えない縦割りの弊害等の問題から社会福祉基礎構造改革による解決を図ったものではないでしょうか。措置・施しの福祉政策から(上下関係の福祉)の福祉の受け手側が権利として受け手が選択して福祉を利用する。利用者と提供者が対等な立場の関係で契約することで施設・制度を利用する。しかしながら現状は圧倒的に公が持つ情報の多寡により利用者が不利な立場であり、住民側が選択するには資料不足、知見不足であります。情報の選択・可否・提案する際、このような問題を解決する一つ方法として地域(自治協議会)、町内に身近な地域福祉相談員・福祉リーダーの育成が喫緊の課題といえます。また、その場合も個人の福祉専門者・リーダーに環境作りを負わせてはいけません。介護保険法と併せ措置から契約という福祉</p>	<p>ご指摘いただきましたように、本計画においても複雑化・多様化した社会状況を背景に、人が日常生活の中で抱える課題も複合的なものとなり、従来の縦割りによる制度では十分に対応しきれない「制度の狭間」が顕在化し、様々な課題の解決が求められています。これらの課題解決のため、第2期計画では福祉の領域を設定し、計画を推進してまいりました。</p> <p>第2期計画においては、市の政策全体の中での地域福祉の領域は、地域自らが主体となっていく「地域活動」と、一定の支援を受けて地域が行う「地域・行政共同活動」、行政が専門的に行う「行政活動」という概念で構成された「福祉」の分野を定義付けしました。本計画においては、地域福祉の領域は踏襲しながらも、地域の実情に応じて、福祉以外の様々な分野とも連携を図りながら計画を推進してまいります。</p>

				<p>サービスに移行したことや仕組みをもっと知ることにより地域住民も双方向の議論に参加することができます。国からのお知らせを解説しながら住民からどんなにして傾聴、アウトリーチすればいいのかが提案者・委員の課題です。</p>	
4	60	男性	P23	<p>P23 2期計画での課題 評価 ふくし教育</p> <p>福祉教育について、学校教育者を巻き込んだ体系的な取り組みが必要とある。上記の学校教育者を巻き込んだ・・・とあるが、教員に福祉の話をしてもらうのか?地域の福祉専門委員(仮称)が活動するのかわちらなのですか?あやふやである文章です。現状、教員の働く環境は業務においても多忙であり、不登校、引きこもり対策など時間費やす業務もあります。また長崎県は全国学力修得度においても下位にあり、学校教育課においてもこちらに力を入れようと思われます。文科省においても学校現場が多忙であり、残業時間が多いことから支援員(給食配付・プリント印刷他雑務)を配置するとあり、クラブ活動においても外部からのスポーツ専門員配置の検討とあります。長崎県はまだのようですがいつになるのでしょうか?地域福祉に連携した(仮)福祉教育専門担当先生の配置などの計画した方が課題は解決すると思われます。P53・プロジェクト(ロードマップ)の項にて義務教育学校でプログラム作成し普及とありますが・・・一過性なのか定期的に行うのか?誰が推進者?社会協議会職員ですか。</p>	<p>P23の「福祉教育について、特に学校教育関係者を巻き込んだ体系的な取り組みの強化が必要」というのは、第2期計画の評価の内容です。その評価を踏まえ、本計画では基本目標2の重点プロジェクト「佐世保“地域福祉教育”プロジェクト」において、これまで第2期計画で実施してきた取り組みを活かしながら、小・中・義務教育学校で活用できるふくし教育プログラムを作成し普及を図ります。これはご指摘にある「教員に福祉の話をしてもらう」事ではなく、プロジェクト実施主体である「社会福祉協議会」及び「ふくし教育推進委員会」が推進するものであり、継続的に実践してまいります。</p>

5	60	男性	P23	<p>P23 民生委員の活動時の声掛け・・・について 災害避難行動 要支援者登録名簿は作成済みです。問題は避難先においての障害者の方、高齢者の支援を誰がするのですか。包括センター職員か?近くの施設職員なのか?市の職員(担当地区)なのか?避難先の安全衛生面(トイレ・備蓄品)の整備点検は完了しているのですか?P69項・福祉避難所との兼ね合いはどうなるのですか?災害避難用支援者との区別または同一の箇所へ誘導、引率するのですか?誰が一般と要配慮者を分けて支援するのですか?</p>	<p>避難行動要支援者名簿対象者のうち、本人の同意があるものについては、避難支援関係者（警察、消防、民生委員、社会福祉協議会、町内会等）へ名簿の配布を行い、災害時の避難支援及び平常時からの見守り活動を可能な範囲で行っていただきます。</p> <p>福祉避難所については、要配慮者（災害時において高齢者、障がい者、乳幼児、その他の特に配慮を要する者）のうち、災害時及び災害発生の恐れがある場合に、一般の避難所での生活が困難と判断される避難者の受け入れを、あらかじめ福祉避難所協定を締結している老人施設や障がい者支援施設等に市が要請します。</p> <p>災害時には、市防災危機管理局が主となり、備蓄・避難所開設等は市民生活部や教育委員会など、避難行動要支援者への対応・福祉避難所については保健福祉部と、横のつながりでの対応を行っております。</p>
6	60	男性	P24	<p>②関連計画での課題の項</p> <p>私たちはいつ障害者になるのかわかりません。(交通事故・怪我・病気・高齢による認知症・災害等)健全な時代にこそ障害者になった時のことを考え、最初から施設・建物・乗り物などは障害がない、多くの人に使いやすいものを作る。人の心にも差別・区別などのことをない世界の教宣することなどが大切だと思われまます。例えばユニバーサルデザインについての論議はあるべきでしょう。更には地域福祉の将来の姿はインクルージョンによる社会起業を目指すことかもしれません。日本、佐世保では無理かもしれないがコミュニティ・アクション・ネットワーク(CAN)作りにも関心を持つべきでしょう。また専門的な知見を必要とする課題はこれより増え</p>	<p>誰もが安心して暮らしていくことができる地域共生社会をめざし、本市の地域福祉を一層推進してまいります。障がい者施策としては、「障がい者プラン」「障がい福祉計画」「障がい児福祉計画」において、詳細な施策を展開しております。また、専門的な知見については、調査・研究等を重ねてまいります。</p>

			<p>ていこうらう孤立高齢者の 財産管理、障得により支援を求める人への市民後見人制度の確立です。(基本カリキュラムには福祉教育相談の要点もあり地域福祉教育にも使えます。)行政と社会福祉協議会の力量を發揮してください。「地域福祉計画・活動の社会資源は大学との包括連携協定の利用です。具体的には、地域福祉支援希望者、プロジェクト推進主体の民生・児童委員などから募り 1 年間の通学、6 か月間での集中講義において科目履修生、聴講生制度利用などの提案をします。事務局・推進委員会のやる気次第で受講企画もできるはずです。大学には社会保障論・福祉原論・認知症とその支援・地域福祉行政・福祉法制論・成年後見論・地域福祉論・医学概論・認知症・精神保健論・などあり知見の修得には最適です。受講終了後は階層別福祉教育プログラムに加えて地域にて地域福祉アドバイザーとしてユアのボランティア活動も出来るでしょう。住民に多くの学び人が増えることで地域福祉計画推進の強化になるものと考えます。福祉のステイクホルダーによる多様性の効果がありえます。時間(交通アクセス含めて)要する行政から地域の相談体制、地域でのワンストップサービスも可能な住民組織になりえます。履修者は社会福祉士の資格は本人次第ですが学びの果実として(卒業すれば社会福祉主事任用資格は取得できる)ネットワークに参画することも可と思います。また、包括センター、生活支援コーディネーター・サポーター、社協もレベルアップの福祉教育計画・活動が図られるの</p>
--	--	--	---

				ではないでしょうか。結果として行政・社協に情報の多寡はなくなるだろう。	
7	60	男性	P37	<p>基本目標 1～3 まで</p> <p>1 の項 課題解決にチャレンジする市内連携会議を開催とあるが・・・やっとなストップ指向の組織ができたのかと思う。早く縦型から脱却をしてほしかった。</p> <p>切れ目のない包括的支援とあるが横断的・俯瞰できるような眼を持った人材育成を望みます。基本目標 2・3 福祉サービスの展開具体的な取り組み・・・ボランティア・市民活動育成に努める。本来ボランティア活動は自発的・自主的に行動する任意の団体・個人であるにも関わらず、否応なしに組み込まれているようにこの箇所では見えて、行政からの措置制度に戻ったのかなと思える。</p>	<p>ボランティア活動について、「基本目標 2 地域における福祉活動の充実と人材育成」では、「施策（具体的な取組み）」の「2 ボランティア・市民活動の推進」において、ボランティア・市民活動に参加するきっかけの提供、ボランティアの活動支援等の充実にを図るほか、個人の資格や特技を活かせるようなコーディネートを行うとともに、若年層や子育て世代、退職前後世代などに対する、多様なアプローチを充実させ、新たな参加を推進するなど、自主的なボランティア活動の推進を図ってまいります。</p>
8	60	男性	P43	<p>地域カフェにはそれぞれに地域に根ざした地域カフェ・サロン活動専門委員サポーターとしても「移動循環相談」にて活躍できます。</p>	<p>地域の住民誰もが、いつでも、気軽に立ち寄れる「場」として、「地域カフェ」の設置を推進します。各分野の専門職員が「地域カフェ」をまわり相談に対応する「移動巡回相談」の実施を推進します。</p>
9	60	男性	P46	<p>青色□の枠内民生委員児童委員の活動支援</p> <p>佐世保市の項～ 福祉活動を支えるために必要な補助を行う・補助を支援します。について活動がしやすい環境作り、必要な補助(活動費補助事業)とあるが、民生児童委員に今以上の活動を望むのであれば、むしろ視点を変えて多様化した相談があり相談解決力がスキルアップできるように、例えば通信教育受講での社会福祉 主事任用受講資格制度支援、他、関連資格受講の制度利用</p>	<p>今後も、民生委員・児童委員による、地域での日頃の福祉活動を支えるため、佐世保市と社会福祉協議会が一体となって必要な支援を行ってまいります。</p>

				<p>支援など(仮称)地域福祉リーダーの社協職場実務(中学校で実施されている職場体験)。職場体験は 民生委員と社協職員の顔の見える交流により意思疎通にプラス。社会福祉主事任用の知見は市民後見人制度と同じように地域福祉計画・活動には十分な学びがあり、力となります。人材育成・スキルアップにもつながります。専門家・関係機関につないだとしても、これから多様化、難題化した相談にも民生委員は専門職と変わらない知見が必要と思われます。つなぐことの重要性に加え従前にはない委員への制度利用支援は委員が持つエンパワーメントの発揮、資質・人材育成にもつながるでしょう。</p>	
10	60	男性	P 52/53	<p>基本目標 2 推進委員のメンバーには教育委員会のメンバーの登録はないのにイメージとして描いてあるのは不思議です。庁内連携会議を持つとあるが、前述したように教育委員会・社教もまた別に大きな課題を抱えています。事前に連携・相談はされたのでしょうか?後日、教員が福祉教育の話をするようにはならないでしょう。事前の説明会、研修などはどうするのでしょうか。果たして福祉教育は関係諸団体に対してだけ行われるものでしょうか?社協・行政の職員についてもいえる ことではないですか。社協に6か月程前ですが市民後見人制度について現状についてお尋ねしたところ市民に対しての研修は途中までで進行していないと返事がありました。まだ今後の予定経過についても返事は聞いていません。市民後見</p>	<p>「基本目標 2 地域における福祉活動の充実と人材育成」の「佐世保“地域福祉教育”プロジェクト」等の推進については、P52でも記載しているように「プログラム企画部会」として、「社会福祉協議会」と「ふくし教育推進委員会」により、ふくし教育プログラムの作成・実践を行います。なお、「ふくし教育推進委員会」の委員には、教育委員会関係課および学校教育関係者にも参画いただいております。</p> <p>市民後見人制度の現状については、平成 25 年に佐世保市社会福祉協議会において市民後見人養成講座の実施や市民への制度の周知に努めておりますが、家庭裁判所より市民後見人の選任はあっておりません。</p> <p>現時点で、家庭裁判所が市民後見人を選任しようとする動きはなく、今のところ佐世保市として新たに市民後見人を養成する予定はありません。</p>

				<p>人制度設立は行政が社協に丸投げ状態なのでしょうか？社協職員・行政職員も職場の福祉教育研修(OJT)が必要。窓口対応・他の事案での開示可能な相談業務についてホームページでの一覧性を希望します。他の相談者はどんな悩み事案を持ち込み、過程、回答を得たのかが気になります。他の事案解決そのことが地域相談員のレベルアップにもつながると思いますが、どうでしょう？また、研修などにくわえて事例研究になり参考になるのかと考えます。別件では市保健部長あてに「福祉について考える」昨年11月郵送した文書の返事は3カ月後でした。地域の相談員が(困っている人は目の前にいます)行政、社協に相談、お願いしたことはしたことは1週間以内に速やかに回答願います。コミュニケーションの量と質が信頼醸成につながると考えます。いかがでしょうか？このことにも回答をお待ちしておきます。地域福祉教育など国からの市民への施策の展開なども大切でしょうけれども、情報の福祉推進プラットフォーム化(局内連携体制)の充実を望みます。</p>	<p>佐世保市としては、今後、関係機関と意見交換を行いながら、市民後見人養成や市民後見人を支える体制づくりについて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、市または社会福祉協議会へご相談、ご依頼いただいた内容につきましては、適切な対応を行ってまいります。</p>
11	60	男性	P53	<p>一般企業については、記述されているほかに加えて企業の社会的責任CSR/CSVは持続可能な企業の在り方の基本だと思います。教官を望みます。</p> <p>企業の社会的責任・CSRについて過去は「収益を上げ税金を納めこと」により会社の持続性を図ることでした。最近では、企業活動すべての面において誠実な態度を求められています。地域福祉スティックホルダーに対しても同じように求められています。</p>	<p>一般企業とは性質が異なりますが、佐世保市においても本計画の基本理念をもとに、市民をはじめ、行政機関や専門機関、関係団体、企業など、多様な主体が世代や分野を超え相互につながり、それぞれの特性を活かしながら計画を推進して参ります。その中で、自らの役割を考え、自助・共助・互助の考えを基本として身近な地域で主体的活動を行い、みんなが協力し支え合いながら暮らすことができる「地域共生社会」の実現に向け、佐世保市の地域福祉の充実を図ってまいります。</p>

12	60	男性	P60	<p>P60 とともに生きる地域作りの推進 (1)福祉教育の実践 社会福祉協議会の項 学校と連携したふくし・・・教育委員会や学校に周知しますとありますが・・・無理でしょう。連携強化を図り様々な講師を学校へ派遣する体制作りにとり組みます。・・・とあるが 何故、連携先に派遣の依頼をするのですか?まず社会福祉協議会がモデルとして取り組み事例研究を行うのが先といいますが。社協の力量姿を見てみたい。(P23 の福祉教育について学校を巻き込んだ一体型の取り組み強化が必要)を受けての方針ですか?社会福祉協議会は計画行動、連携の繋ぎに重きを置いているのかな?社協自ら先駆的に事例を作りその評価を(いい点、悪いところ)検証すべきです。全域をするのは無理と思いますが。</p>	<p>「3 共に生きる地域づくりの推進」の「(1) ふくし教育の実践」について、社会福祉協議会では、現在も学校と連携したふくし教育の実践に取り組んでいますが、第2期計画の評価の中でさらに力を入れていくべき事業との提案を受けており、P52 基本目標2の「佐世保“地域福祉教育”プロジェクト」として重点的に取り組むことにしております。計画に記載のとおり、これまでの実践事例をもとに、まずは、モデル実施校の選出を行い、学校のニーズに合ったプログラムを作成、提案、見直しをしながら実践校を増やします。</p>
13	60	男性	P65	<p>P65 (3)日常生活支援自立事業 の項 相談者は失業、生活困窮、年金受給等についての話が多いと思われませんが、専門家の支援、ハローワーク・社会保険事務所などの繋ぎはどうのようになるのですか?支援員の資格取得の費用支援などの検討があればと思いますが(FP・相続 アドバイザー・年金アドバイザー・社労士など)相談力・メンタルアップにもなるのではないのですか。是非検討願います。</p>	<p>「(3) 日常生活自立支援事業」について、社会福祉協議会では、関係機関との情報共有を図り、連携を図りながら課題解決に向けた相談及び各種支援を行っております。 ご意見いただいた機関等とも必要に応じて連携をおこなっております。支援員に対しては、今後も、制度や対人援助技術を習得できるスキルアップ研修会を実施するなど、生活支援員の支援体制の強化に努めてまいります。</p>
14	60	男性	-	<p>終わりに社会福祉を同じ目線で推進しウェルビーイングの社会を目指す中で方や行政職・社会福祉協議会の職員は俸給があり、ボランティア活動には何も無い。ボランティア活動は自分ができる範囲で出来ることをし、地域の見守りと支援を必要としている人をいろんな機関</p>	<p>本計画P7に今般の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、新たな記載事項について法律の内容を明記しております。 民生委員、各種ボランティアの皆様の地域での活動が円滑に行えるよう、本計画P46「(2) 民生委員・児童委員の活動支援」や</p>

			<p>へ連携、つなぐことがメインである。地域にいることだけでパターンリズムの受任者となるのか。かたや研修の主催者と受講者に分かれる。教え伝える側と修得する側に分かれる。いつまで続くのだろうか。教える側の資質は問うたことがない。はたして地域福祉についてどれだけの度量があるのだろうか?受講者として受ける側に通信教育・地域連携協定先の長崎国際大学にて福祉の知見を得ることができるシステムなどあれば、受ける側に福祉に関する資質・能力が発揮され地域福祉アドバイザーなどで学校にも地域の住人が福祉教育で支援者となりえるのかもしれない。また、地域のコアな部分としても福祉推進活動が可能です。教育のこの地域福祉計画案はこれほど、民生委員の文字が並んでいるのにはびっくりである。期待でもあるのか。期待に沿えるような資質アップの環境ができればいいのであるが。第3期素案では、今回の社会福祉法の一部を改正する法律案の抜粋は記載されていませんが、何か意図があるのでしょうか?</p>	<p>P58「(2) ボランティア活動支援」の施策を実施予定としております。いただいたご意見について参考にさせていただきながら、取り組んでまいります。</p>
--	--	--	--	---

NO	年代	性別	頁	ご意見	回答
15	69	男性	P38	<p>「第3章 計画の基本的な考え 3. 推進体制 第1期、第2期の活動等を行われてこられた関係者の方々には大変ご苦労様でした。地域福祉活動につきましては、大変に幅が広い活動だと感じております。この中で我々に関係がある、介護の福祉・障がいの福祉・生活の福祉・子どもの福祉等多くの福祉があり関係各機関等の繋がりが多々あるこの地域の福祉を見ていく構築だと感じ取りました。そこでお願いがありますが、この草案の中に上記福祉のケアをなされた経験者の意見を聞く場の設置が出来ないでしょうか。</p>	<p>本計画の「基本目標1 地域の課題把握・解決のための仕組みづくり」の重点プロジェクトとして「佐世保“地域福祉・生活支援ネットワーク”プロジェクト」に取り組んで参ります。このプロジェクトでは、身近な地域で気軽に立ち寄り、相談ができる「場づくり」を進めるとともに、把握した課題解決のため、各種制度や組織の縦割りを越えた「地域の現場で活動する人たち」がつながり、一つになれる協議体を構成し、地域住民、医療・福祉の専門職をはじめ、多職種・多機関の連携による支援体制づくりに取り組めます。ご意見の「福祉のケアをなされた経験者の意見を聞く場の設置」についても、この施策にて検討してまいります。</p>
16	69	男性	P48	<p>課題を解決するための体制づくりと活動の促進 地区福祉推進協議会を地区自治協議会に再編合流する案が書いてありましたが、福祉推進協議会の委員には多くの民生委員児童委員の方が委員として入っていると聞いています。福祉推進協議会を地区自治協議会に再編合流することは、厚労省の委嘱により福祉活動を行われている民生委員の方々の今後の活動に弊害が生じると考えられませんでしょうか。</p>	<p>地域の実情にあった効果的な地域福祉の活動を実践するためには、地域住民の皆様の参画・協力は不可欠であることから、地域コミュニティ活性化の推進主体である地区自治協議会との再編・合流を進めます。 また、再編・合流については、活動への弊害が生じないように、3年間の期間を設け関係機関・団体との十分な協議を行いながら進めてまいります。</p>